

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名八女線	玉名市大字三ツ川字竹ノ下 1766 番 1 地先から 同 所 字後藤坂 2295 番 地先まで	854.2	緊 道 整 (交安)
"	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地乙字滝下 639 番 1 地先から 同 所 同 字 659 番 1 地先まで	66.0	単 橋 改
一般県道	大浜小天線	玉名市大浜町字烏帽子開 3520 番 1 地先から 同 所 同 字 3522 番 1 地先まで	128.0	単 交 安

2 供用開始する期日 平成16年6月11日

#### 熊本県告示第624号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字荒谷1176の8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第625号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大川内字小園平1325の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小園平1325の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第626号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県芦北郡田浦町田浦字山門2207の2、2208から2215まで、2220、2221、2225